

	<b>阪神水道企業団公報</b>	令和8年2月16日(月) 第400号
		毎月15日発行

## 目 次

## ◇管理規程◇

○阪神水道企業団契約規程及び阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程

## ◇告 示◇

○阪神水道企業団議会議員（神戸市選出）の辞職

○阪神水道企業団議会議員（神戸市選出）の補欠選挙

○令和8年第1回阪神水道企業団議会定例会の招集

◇管 理 規 程◇

## 阪神水道企業団管理規程第1号

阪神水道企業団契約規程及び阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月5日

阪神水道企業団

企業長 吉田延雄

## 阪神水道企業団契約規程及び阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程

(阪神水道企業団契約規程の一部改正)

第1条 阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入札保証金に代わる担保)</p> <p>第7条 入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか次に掲げる担保の提供をもつて代えることができる。</p> <p>(1) 省略</p>	<p>(入札保証金に代わる担保)</p> <p>第7条 入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか次に掲げる担保の提供をもつて代えることができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>銀行又は企業長が確実と認める金融機関(出資の受入預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が振出し、又は支</u></p>

<p><u>(2)</u>及び<u>(3)</u> 省略</p> <p>2 省略 (担保の価値)</p> <p>第8条 前条第1項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p><u>(3)</u>及び<u>(4)</u> 省略</p>	<p><u>払保証した小切手</u></p> <p><u>(3) 銀行又は企業長が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書した手形</u></p> <p><u>(4)及び(5)</u> 省略</p> <p>2 省略 (担保の価値)</p> <p>第8条 前条第1項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p><u>(3) 銀行又は企業長が確実と認める金融機関が振出し、又は支払保証した小切手、小切手金額</u></p> <p><u>(4) 銀行又は企業長が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書した手形、手形を提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市场における手形の割引率によって割引いた金額</u></p> <p><u>(5)及び(6)</u> 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

## (阪神水道企業団財務規程の一部改正)

第2条 阪神水道企業団財務規程（平成26年管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(出納事務の委任)</p> <p>第5条 企業長は、次に掲げる事務を企業出納員に委任する。</p> <p>(1) 省略</p>	<p>(出納事務の委任)</p> <p>第5条 企業長は、次に掲げる事務を企業出納員に委任する。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 小切手を振り出すこと。</u></p>

<p>(2)から(8)まで 省略</p> <p><u>第44条から第47条まで 削除</u></p> <p>(領収書等の徴収)</p> <p>第48条 企業出納員は、現金の支出又は口座振替の方法によって支出をしたときは、債権者の領収書を徴収しなけれ</p>	<p>(3)から(9)まで 省略 (小切手の振出し)</p> <p><u>第44条 企業出納員は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で小切手を振り出さなければならない。</u></p> <p>2 小切手の署名は、記名押印によって行うものとする。</p> <p>3 企業出納員は、小切手を振り出したときは、受取人の氏名、支払金額その他必要な事項を出納取扱金融機関に通知しなければならない。</p> <p>4 出納取扱金融機関は、前項の小切手の支払を行ったものについて、支払済通知書により企業出納員に報告しなければならない。</p> <p>(小切手の訂正等)</p> <p><u>第45条 小切手の金額は、訂正してはならない。</u></p> <p>2 小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の左方余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載して企業長の印を押さなければならぬ。</p> <p>3 書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き、「廃棄」と朱書してそのまま小切手帳に残しておかなければならぬ。</p> <p>(小切手帳の保管)</p> <p><u>第46条 小切手帳の保管は、財務課長が行う。</u></p> <p>(公金振替書)</p> <p><u>第47条 前3条の規定は、公金振替書の交付による支出について準用する。</u></p> <p>(領収書等の徴収)</p> <p>第48条 企業出納員は、現金の支出若しくは小切手の振出し又は口座振替の方法によって支出をしたときは、債権者の領収書を徴</p>
--	--

<p>ばならない。ただし、口座振替の方法により支出を行った場合は、出納取扱金融機関の領収書、支払済通知書等をもって領収書に代えることができる。</p> <p>2から4まで 省略</p> <p>別表 勘定科目表 資産勘定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>款</th><th>項</th><th>目</th><th>節</th><th>科目区分の説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>現金・預金</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>現金</td><td></td><td>現金</td></tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	科目区分の説明	流動資産						現金・預金						現金		現金	<p>収しなければならない。ただし、口座振替の方法により支出を行った場合は、出納取扱金融機関の領収書、支払済通知書等をもって領収書に代えることができる。</p> <p>2から4まで 省略</p> <p>別表 勘定科目表 資産勘定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>款</th><th>項</th><th>目</th><th>節</th><th>科目区分の説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>現金・預金</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>現金</td><td>現金及び手許にある小切手、為替手形等</td></tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	科目区分の説明	流動資産						現金・預金							現金	現金及び手許にある小切手、為替手形等
款	項	目	節	科目区分の説明																																					
流動資産																																									
	現金・預金																																								
		現金		現金																																					
款	項	目	節	科目区分の説明																																					
流動資産																																									
	現金・預金																																								
			現金	現金及び手許にある小切手、為替手形等																																					
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>																																									

### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

### ◇告 示◇

#### 阪神水道企業団告示第1号

下記の者は、令和8年1月16日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

令和8年1月16日

阪神水道企業団  
企業長 吉田延雄

記

なんの ゆうこ

#### 阪神水道企業団告示第2号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

令和8年1月16日

阪神水道企業団  
企業長 吉田延雄

記

1 選挙する期間	令和8年1月16日から 令和8年3月15日まで
1 選挙する議員数	1名
1 選挙する市	神戸市

## 阪神水道企業団告示第3号

令和8年第1回阪神水道企業団議会定例会を令和8年2月17日阪神水道企業団議会議場に招集する。

令和8年2月5日

阪神水道企業団  
企業長 吉田延雄